

シキユオンの僭主政

芝川 治

要旨

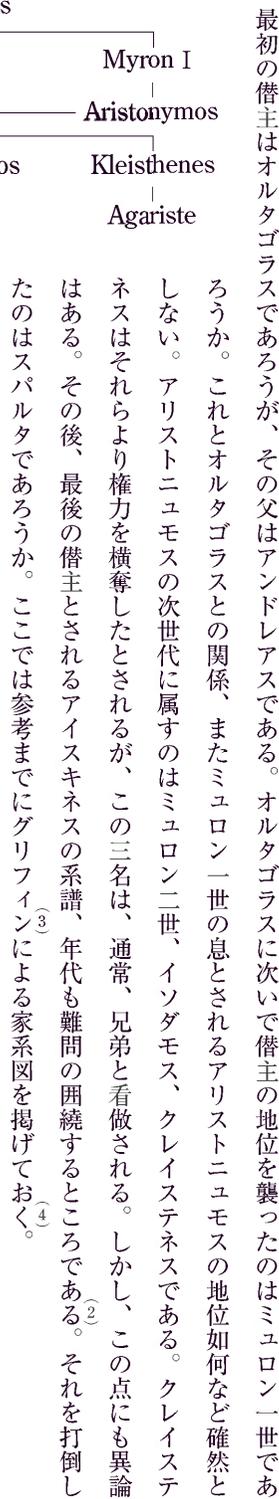
シキユオンの僭主としてはクレイステネスが著名であるが、その僭主政はオルタゴラスに始まり、約百年間持続したと伝えられる。ギリシアの僭主政としては例外的に長命であった。それではこれはシキユオン史の中で如何に位置づけられるべきか。もともと、この論題は史料僅少のため困難を極める。多少とも論究を及ぼし得るのはオルタゴラスの抬頭、クレイステネスによる部族改称、従属民の問題といった程度である。これらの何れに関しても「貴族」「抑圧や」「平民」の伸張といった要素は観取されない。僭主政がシキユオンの社会構造を変動せしめたとは主張し難いものがある。それはここにおいても一挿話に過ぎなかった。学説史においてなされてきた、貴族政から民主政への過渡的政権といった評価はシキユオンの僭主政に関しても妥当しない。

キーワード…僭主政、シキユオン、クレイステネス、カトナコポロイ

ギリシアの僭主政に関し、コリントス、アテナイのそれは曩に扱った⁽¹⁾。これらの他、幾何なりとも論及し得るものはせいぜいシキュオン、メガラ、サモスを算える程度であろうか。それらに関し、僭主政を「貴族政」より民主政への過渡的権力となす例の発展論的把握が成立するか否かを検証する。まずはシキュオン。

—

シキュオンにおけるオルタゴラス一統の僭主政をめぐっては問題点が山積する。それは史料的情况の然らしめるところである。家系や編年も論定し難い。ただ、それにしても、論述の都合上、それらにつき一定の展望は提示しておかなければならない。



最初の僭主はオルタゴラスであるが、その父はアンドレアスである。オルタゴラスに次いで僭主の地位を襲ったのはミュロン一世であろうか。これとオルタゴラスとの関係、またミュロン一世の息とされるアリストニュモスの地位如何など確然としない。アリストニュモスの次世代に属するのはミュロン二世、イソダモス、クレイステネスである。クレイステネスはそれらより権力を横奪したとされるが、この三名は、通常、兄弟と看做される。しかし、この点にも異論はある。その後、最後の僭主とされるアイスキネスの系譜、年代も難問の圍繞するところである⁽²⁾。それを打倒したのはスパルタであろうか。ここでは参考までにグリフィンによる家系図を掲げておく⁽⁴⁾。

年代に関してはここでは高年次を採る。オルタゴラスによる篡奪は六五六年頃、クレイステネスの統治は、大略、六〇〇年より五七〇年に迄及ぶ。アイスキネスが逐われたのは五六五年前後とする⁽⁵⁾。アリストテレスによれば、オルタゴリダイは百年に亘って支配を及ぼした事となる。ギリシアの僭主としては例外的に長命であった。なお、神聖戦争は五九五—五八五年頃に戦われたのであり、クレイステネスがこれに干与したのであろう。

時期、地域を近くするコリントスの僭主政と並んで、シキュオンのそれには興味津津たるものがある。ただ、それに関し多少なりとも討究をなし得るのは、オルタゴラスの抬頭、クレイステネスによる部族改称、従属民の

様態程度である。⁽⁸⁾

二

僭主出現を告げる神託はデイオドロス(III. 24)とオクシユリユンコス・パピルス(P. Ox. XI 1365=Jacoby, F. 105. 2)によって伝えられる。それらの中、殊に前者によると、デルポイの神託はシキユオン人に対し百年間の懲罰を告知した。その懲罰者とは神託使が上陸した折、子息誕生を最初に報じられた者である。その者は *mageiros* (屠殺者若しくは料理人) のアンドレアスであった。ここからはパピルスに基く事となるが、この人物は凡俗、卑賤なるが故、その神託は看過された。

アンドレアスの子息はオルタゴラスと命名されたが、丁年を俟って国境巡邏隊 (*peripoloi*) の一員となった。これはペレネとの戦闘において勲功を挙げ、国境巡邏隊長 (*peripolarctos*) に任ぜられた。また、大衆的人気を博し、再度の殊勲を挙げて、ポレマルコスに選ばれた云々との由である。

デイオドロスとパピルスは、通常、俱にエポロスに由来するとされる。これは小身者が才智豊かにして出世の階梯を辿り、地位を極めたという物語である。オルタゴラスは大衆の好意を得 *to ple* [*thos ton*] *politon eu* [*pros au*] *ton eichen*、戦争の後、シキユオン人のデーモスは再度 *ho men*] *demos ho ton* [*Sikyo*] *nion authi* [*s*] と記される。パピルスはここで切斷されるが、かくして民衆は彼を僭主として立てたと続けられるのであろう。

かくなる物語であるが、これは類型的である。神託はキュブセロスの父エエテイオンに授けられたものとはもとより、ペイシストラトスの父に生じたという奇蹟⁽¹¹⁾とも共通するものがある。オルタゴラスの出世譚はキュブセロスのそれと相似する⁽¹²⁾。更に神託が事後予言を内容とする事にも亮然たるものがある。「百年間の懲罰」とは僭主政解体後、それが百年続いた事を承知した上で作成されたものである。

ペリポロイやペリポラルコス、ポレマルコスはアテナイに見られる役職である。この点よりして如上の物語に疑念を挟むのは可能である。更に、そこにおいては大衆、民衆が政治の主体という筆致がなされるのであった。これにも直ちに信を置くわけにはいかない。デイオドロ

スなどにはアルカイク期における政治の態様をそれ自体として弁えない懼れがある。後世の政治に即して断ずる傾きがあるのである。

ディオドロス及びパピルスにおける *mageiros* なるが、その話においてはこの職の卑陋なる事が前提とされる。その点、古典期以降はそうであろうが、古期においては然らずと言われる。むしろ、それは格式を誇った模様⁽¹⁴⁾。そうすれば、アンドレアスは必ずしも卑小の身とはならなくなる。オルタゴラスの立身物語はこの点よりしても後世の述作たる側面強しとなすべきか⁽¹⁵⁾。これらに由つて観るに、オルタゴラスの素姓、上昇の過程につきそれを精細に辿る事は不可能となる⁽¹⁶⁾。

ただ、アリストテレスはシキユオンの僭主政を最も長命となすのであつた⁽¹⁷⁾。その理由としてはオルタゴリダイが被支配者を穩当に扱い、多く法律を遵守した事を挙げる⁽¹⁸⁾。されば、オルタゴラス自身にも親民衆的傾向が、当然、存した事となる⁽¹⁹⁾。上掲のパピルスはその点の記憶が投影されたのかもしれない。後代に属し物語的とは雖も、一般の観念を測知する上でそれは意味なしとはしない。その史料的价值を徒らに貶るべきものではあるまい⁽²⁰⁾。大衆の喝采を背景に僭主に就いたのはアルカイク時代においても些も稀とはしないところなのである⁽²¹⁾。

シキユオンにおける当初の国制であるが、それは王政とされる。パウサニアスによればシキユオンはアルゴスの支配を受けたなどとされる⁽²²⁾。これらや王政凋落の相など、もとより分明でない。僭主興起直前のシキユオンであるが、この点、先程の神託が若干の参考を供す。神託使はアンドレアスを慢侮したとの事であるから、それらは名門出身者と思考すべきかもしれない。然らば、それらの重用される国制は寡頭政となすべきであろうか。

これの失遂を招いた理由であるが、如上の神託には「百年の誅罰」とあつた。これは秕政に対するものであろうか。プルタルコス⁽²³⁾よりすると、往時、シキユオン人はピュティア競技優勝者たるテレティアスなる少年をクレオナイ人と争い、それを引裂いてしまった。誅罰はこの事に対するものなのである。これはコリントスにおいてキュプロスの父エエティオンに下された託宣⁽²⁴⁾とは異なり、当時の政体を非議するものではない。然らば、オルタゴラスは時の権力の何を衝いたのか。社会問題でも生じていたのであろうか。

これに関しては、彼が従属農民の支持を得た⁽²⁵⁾とか、同時に手工業者、労働者の歓呼を受けたとか唱えられたりする。それらには不満が醸成されていたというわけである。また、重装歩兵の支援を受けた⁽²⁷⁾とか、アルゴスに対する国民的抵抗を糾合したという提言⁽²⁸⁾もなされる。区々様々なのである。しかしこれらは、畢竟、明証を得るべくもないのであるから揣摩臆測は慎しむべきなのである。該時期における農民層や

手工業者の状態など悉皆不明なのである。

ただ、ペレネとの紛争が生じたのは確実と⁽²⁹⁾ 思料される。オルネアイは前掲の他に⁽³⁰⁾ 戦鬪が語られるし、その他隣接諸邦⁽³¹⁾との戦争は頻々として発生したのであろう。それらは時期を詳らかにせぬもの少なしとしないが、オルタゴラスの頃にも⁽³²⁾ 戦鬪が生じたのであった。時の為政者がそれらに有効に対処しない中、オルタゴラスは大衆の間で英傑視され、それを背景として⁽³³⁾ 権力の座に就いたといつたところであろうか。

オルタゴラスの施策については不明とするより他はない。財産没収、追放、土地再分配等に関し⁽³⁴⁾ 伝承は皆無である。この点はクレイステネスなど爾余の僭主に関しても同様である。アリストテレスはシキュオンの僭主政を以つて⁽³⁴⁾ 穩健となすのであった。それによつて按ずるに、彼らはそのような方策には訴えなかつたのであろう。

三

部族改名。これがヘロドトス五卷六八を唯一の典拠とするのは言を俟たぬところである。これによると、クレイステネスはシキュオンにおけるドーリス族の部族名を⁽³⁵⁾ 変改した。シキュオン人とアルゴス人で同一の呼称を避けるためという。彼は自己の属する部族のみはアルケラオイ「支配者族」とし、他の部族は豚族、驢馬族、仔豚族⁽³⁵⁾と命名した。彼はシキュオン人を極度に侮蔑したからという。シキュオン人はこの名称をクレイステネス歿後も六十年に亘つて用いたが、その後、ヒュツレイス、パンピュロイ、デユマナタイとそれぞれ改めた。第四部族はアイギアレイスとなしたというものである。

これは著名なる箇所であり、多数の学説に論拠を提供してきた。ここにおいて例のドーリス族の問題が出来するのである。ドーリス族がギリシアに⁽³⁶⁾ 侵寇し、⁽³⁷⁾ 征圧した地においては先住ギリシア人を⁽³⁸⁾ 従属的地位に⁽³⁹⁾ 落したと⁽⁴⁰⁾ 想定される。シキュオンにおいても事情は同様であつたというわけで、ヘロドトスの記事はこれに対する⁽⁴¹⁾ 捲返しと⁽⁴²⁾ 解釈される事になる。シキュオンではヒュツレイス、パンピュロイ、デユマナタイなるドーリス系三部族に対し、先住者は第四部族に⁽⁴³⁾ 蝟集し、⁽⁴⁴⁾ 劣格の地位にあつた。これに属するクレイステネスはこの状態を⁽⁴⁵⁾ 逆転せしめた。自らの部族がアルケラオイとして⁽⁴⁶⁾ 支配的地位に立ち、ドーリス系三部族を⁽⁴⁷⁾ 嘲罵する立場に移つた。かくして、シキュオンの僭主政は先

住ギリシア人支持の下、勃然として起ったというのである。これはいわば正統的学説ともいべきものであつて、一時代以前の概説書中、ベルヴェ⁽³⁶⁾、アンドルース⁽³⁷⁾などはこれを探るのであつた。

このような解釈であるが、これを仔細に検討しよう。⁽³⁸⁾ 先ず、一応の関連。五卷六七—六八において、ヘロドトスはシキュオンのクレイステネスにつき縷々叙す。これは叙事詩の競演を停止せしめた。ホメロスにおいてはアルゴスが称美されるからというのである。また、彼は曠昔のシキュオンにおける王アドラストスの英雄廟を抹消せんとした。これがアルゴス人なるが故に。この件には蹉跌したものの、アドラストスの冠讎たるメラニッポスを勧請してそれに代えた。更にアドラストスを崇敬する悲劇的歌舞をディオニュソスに戻した、などと語られる。

これらに由つて観るに、ヘロドトスの脳裡において、クレイステネスの標的アルゴスにありとは瞭々たるものがある。部族改称が語られるのはそうした反アルゴス政策の一環としてなのである。まさに「シキュオン人とアルゴス人で同じ名称を嫌いて」である。時あたかも、シキュオンはアルゴスと戦闘中であつた⁽³⁹⁾という。然らば、国柄を乗る身として反アルゴス感情を煽らんとするのは、⁽⁴⁰⁾けだし当然と言えよう。アルゴスがドーリス系ポリスなるからでなく、その時点において干戈を交えていたからなのである。ヘロドトスのテクストからはそのように確言せざるを得ない。

ここで一旦ヘロドトスを離れて歴史的考察に移る。racial factor⁽⁴¹⁾ 説を前提としてみよう。クレイステネスの部族政策は何を惹起するか。彼がドーリス系三部族に蔑称を付したとするならば、それらとの疎隔を招く。仮に、各部族が大略同等の人数より成るとするならば、⁽⁴²⁾実国民中四分の三に敵愾心を醸成する虞れが生ずる。これは自明の理であるが、僭主にとつて至高の目的は自己の地位を保持する事である。⁽⁴³⁾それが自身の支持基盤を態々狭めるが如き愚策を講ずるであらうか。狂信者ならばいざ知らず、クレイステネスは練達の政治家である。⁽⁴⁴⁾しかも、時、アルゴスとの戦争酣わであつた。

先のオルタゴラスであるが、上述の学説よりすると、当然、これも非ドーリス系となる。ところで、これはポレマルコスなる顯職に達したと伝えられるのであつた。⁽⁴⁴⁾ドーリス系支配の下にあつたとすれば、この事は不合理とならう。クレイステネスの息女アガリステの結婚も著名であるが、求婚者の一人としてアルゴスの僭主ペイドンの一子レオケデスが名乗出た⁽⁴⁵⁾という。アテナイからはかのメガクレスの他にヒッ

ポクレイデスが参加した。クレイステネスの選好はこれに傾いたというが、その理由の一つとしてこれがコリントスのキュプセリダイと親戚であった事が記される。⁽⁴⁶⁾ アルゴスとコリントスは歴としたドーリス系ポリスである。⁽⁴⁷⁾ ドーリス族、或はそれと血族の誼を通ずる者が、非ドーリス系先住民風情たるアカリステの手を求めた事となる。これも理には適わないうところとなる。

アドラストスはクレイステネスの政策においていわば讐敵の如き位置に立つが、実のところ、これはドーリス系ではない。テーバイ攻囲戦の折、彼はアルゴス王だったのである。また、何故クレイステネスの統治を俟って初めて部族改称がなされたのかも更めて問われなければならぬ。もしもオルタゴラスが非ドーリス系先住民の支持を背景に抬頭したとするのであれば、彼がそのような施策を講じた筈ではないか。部族が国制の根幹をなしていたとするならば猶更である。

今一つ、クレイステネスの死後六十年間、シキュオン人は新部族名を使用し続けたとされるのであった。クレイステネス後、数年を閲して僭主政は倒潰したと考えられる。⁽⁴⁸⁾ 問題の学説よりすると、新体制の中樞を占めたのはドーリス系となる。彼らが五十余年に亘って自身を軽侮する部族名に耐忍するを得たのであるうか。⁽⁴⁹⁾

そもそも民族、種族とは永劫に渝らぬ実体などではない。ドーリス族というのも純粋な集団ではなく、定着後も原住民との融合が生じたであろう。⁽⁵⁰⁾ ドーリス系部族も移動の時代にまで遡原する氏族制的機構などではない。それは他から画然と区別される本来的存在などではなく、ポリスの發達した地において初めて確認される。従って、部族の再編成なども特筆大書するには値しない。⁽⁵¹⁾ シキュオンにおいても第三部族まではドーリス族のみより成り、第四のそれは原住民より構成されたとする所説に与同するわけにはいかないのである。以上、細叙したところよりして、ベルヴェ、アンドルーズなどの説は許多の悖理を内包すると断ぜざるを得ない。

それではクレイステネスの施策とは何であったのか。ヘロドトスを今一度繙いて、それを更に広い連関の中で見よう。ヘロドトスは五巻においてイオニア人の叛乱からアテナイの内情までをも語るに到ったのであった。アテナイにおけるクレイステネスの部族改革からシキュオンの同名者に着想したのである。従って、五巻六七―六八は完全なる逸脱である。ここでシキュオンにおける改称を叙し、アテナイの改編をそれと同等に捉える。孫は祖父を模倣したのである、と。⁽⁵²⁾ シキュオンにあつては標的はアルゴスであるが、アテナイではイオニア人である。「イオニア人に対する侮蔑の念から、同一の部族がアテナイ人とイオニア人に存するのを回避すべく hina me sphisi hai autai eosi

phylai kai tosi」改革が行われたという。これは五卷六八と発想は愚か、表現 (hina de me hai autai eosi toisi Silyoniōisi kai toisi Argeioisi) まで酷似する。

これは荒説と断ずるより他はない。イオニア人蔑視という理由のみで改革を遂行するものではあり得ない。それはむしろヘロドトスの個人的感情ではないか。シキユオンとの類比も至当ではない。⁽⁵³⁾ この事は五卷六八をも疑わしめるに足る。「支配者族」、「豚族」、「驢馬族」、「仔豚族」はヘロドトス一流の饒舌ではないか。それらは稚氣甚しきに過ぎるのではないのか。

パーカーもこれを訛伝となす。彼は新部族につきその語形成法を問う。Hyataiなどは「豚族」といったものを意味するのではなく、それらは地名に原由すると説く。⁽⁵⁵⁾ シキユオンのクレイステネスとしては一般に通行する部族名を定めたのである。それが時を経て歪曲を蒙り、それがヘロドトスに伝わったとなすのである。彼がそのような改革を行ったのは、殊にアルゴスに対抗してシキユオンの主体性を強化せんとするためであったというのである。

デユカも反ドーリス族云々なる学説を否認する。彼を以って言わしめれば、新たに制定されたとする三箇の動物名には重複がある。豚と子豚がそれに該当する。現実に存したのは三ではなく二区分である。驢馬と豚がそれである。これらは蔑称であるが、部族名ではなく、シキユオンにおける従属民 *katonakophoroi* を指す。これが僭主政期、カテゴリーとして定められたというのである。かくて、デユカよりすると、ヘロドトスの記事は細部は別として、全体のシナリオには疑問が呈せられる事となる。デユカ説自体には牽強の嫌いはあるが、それは暫時措くとして、ヘロドトス五卷六七―六八を字義通り受取むべきでないのは慥かである。爾今、研究はその方面を指向すべきである。問題の性質上、断案を下すべくもないのではあるが。

ヘロドトスより離れたものとして、部族改編を反貴族的方策として理解せんとする向きもある。⁽⁶⁰⁾ シキユオンにおいては征服者と原住民との融合が進行し、主たる抗争の軸は貴族対民衆に転化していた。僭主は後者を有利ならしめるが如き改革を行ったというものである。ただ、自明の理であるが、これらはその具体相を能く説示し得ない。一方、部族改革を血縁から地縁への転換と解釈する者もいる。⁽⁶¹⁾ 貴族支配の民族的体制から万民平等の新部族へというのであろうか。かかる観念からは訣別したきものである。

x x x

部族とは別箇の事項に属するが、クレイステネスは悲劇の歌舞をアドラストスよりディオニュソスに戻したと伝えられるのであった。⁽⁶²⁾ デイオニュソスは庶民的の神であるからして、ここに僭主の反貴族的性格が具現すると唱えられる事もある。⁽⁶³⁾ 或る種の神格につき、それが貴族的若しくは民衆的などの主張は時になされる。然るに、そうした点は軽々に断定を下すべきものではない。政治と宗教はそれぞれ別々の次元に属するのである。

僭主治下における建造物や奉獻、祭典競技であるが、それらは一義的に民衆の利を計るものではない。⁽⁶⁴⁾ そういった事業は強力なる僭主の常套とするところで、自らの威信を高め、人心を収攬する手段であった。それらは国土を美々しく飾り、国威発揚にも資したのである。

四

従属民の問題。史料としては先ずポルックス三卷八三。metaxy de leutheron kai doulon hoi Lakedaimonion heliotes, kai Thettalon penestai, kai Kreton karotai kai mnoitai kai Mariandrynon dorophoroi, kai Argeion gymnetes, kai Sikyonion korynephoroi. これは「自由人と奴隷の間」として定式化され、著名な節と化している。ここではスバルタのヘイローテス、テッサリアのベネスタイ、クレタのクラロタイ、ムノイタイ、ヘラクレイアのマリアンデュノイ、⁽⁶⁵⁾ アルゴスのギュムネテスと並んで、シキュオンのコリュネボロイが自由民と奴隷の間に位置せしめられる。⁽⁶⁶⁾

今一つ、カトナコポロイ。これはテオポンポス断片一七六⁽⁶⁷⁾ (Jacoby)。「シキュオンにては或る奴隷共カトナコポロイと呼ばれ、そはエベウナクトイと類似す。」⁽⁶⁸⁾ ポルックス七卷六八とテオポンポス断片三一⁽⁶⁹⁾ ではカトナーケーの説明が与えられる。⁽⁷⁰⁾ 次いで前者にあつては「僭主治下のシキュオンと、アテナイにおきてはベイシストラトス一統支配下の時期に、中心市に赴くを恥ずるべく。」と叙される。テオポンポスには「中心市に出でざるべく、カトナーケー着用を僭主によりて強制せられし enankasthesan de hypo ton tyrannon。」とある。⁽⁷¹⁾ 今では

僭主(複数)と記されるのみであるが、ポルックス七卷六八及びテオポンポス断片一七六と綜合すれば、これもシキュオンとアテナイを指示する事となる⁽⁷¹⁾。

これらに由つて観るに、何らかの隷属民がシキュオンに存した如くであるが、それには二種類の呼称が伝世されている。かつてロツツエはそれらが同一の社会層に關るとした。その点は「殆ど疑を容れず⁽⁷²⁾」というものである。他方、デユカ⁽⁷³⁾やホワイトヘッド⁽⁷⁴⁾は見解を異にする。ここでは、その中、後者によつてそれを見よう。ホワイトヘッドは説く。ポルックスとステパノスを別とすると、アルカイク、古典期を通じてコリュネポロイへの言及はただ一件についてのみ。それはベイストラトスが政權奪取する折に用いた護衛隊⁽⁷⁵⁾である。korymbosとは棍棒である。それらが武器として棍棒を携行したところからかくなる呼称が生じたという。それらはヘロドトスが明記するように市民⁽⁷⁶⁾より選ばれた。他方、シキュオンにて問題となるのは従属民である。従つて、コリュネポロイはシキュオンの状況には適合的でない。この点に關するポルックスとステパノスの証言は擯斥さるべきとの由である⁽⁷⁶⁾。

それに対し、ホワイトヘッドはカトナコポロイを採る。カトナーケーなる語は古典作家にあつてはアリストパネスの三箇所 (Jys. 1151, 1155, Eccl. 724) に出来るが、これらはすべて奴隷に關係する。カトナコポロイなる名称が隷従の民に相応しいとの事である。更に、ホワイトヘッドはこれらをめぐる紛紜の数々につきその理由を細説している⁽⁷⁷⁾。

他方、デ・リベロ⁽⁷⁸⁾によらんか、四世紀にはシキュオンの僭主政をアテナイのそれより推知せんとする傾向があつた。カトナコポロイ、コリュネポロイはまさにアテナイの状況を転移せしめたもので、それらはシキュオンには実在しない。前者に關して言えば、その淵源をアリストパネス『リュシストラテ』⁽⁷⁹⁾に求め、喜劇作者が比喩的に語るのをアテナイにおける現実と解した。そして、それをシキュオンにも想定する結果と化したというものである。ただ、デ・リベロに通有の如く、これは懷疑論甚しきに過ぎるのではないか。確かに、アテナイとシキュオンとの並行關係は耳目を惹くのではあるが。吾人としては、一応、史料に信を置きつつ、真相を講究していきたい。

半ば古典の様相を呈するロツツエの旧著を披く事から始めよう。自由人と奴隷の間なるが、これはロツツエ⁽⁸⁰⁾によらんか、おしなべて征服によつて生じた。スパルタやクレタにおきてはドーリス人の侵入によつて。テッサリアは西北ギリシア人、マリアンデヌノイの場合はヘラクレイアの植民者によるというものである。シキュオンはスパルタなどと同一の理由に帰着せしめられている。

更にロツツエ⁽⁸¹⁾をして言わしめれば、カトナコポロイ、コリュネポロイに関して不自由の痕跡は欠く。ただ、シキユオンの場合、前ドーリス族は完全なる市民権は享受せず。この事の記憶が茫漠たる形にて記録に留められたのみ。ポルツクスのリストは偏差を含むものであつて、その中においてアルゴス⁽⁸³⁾とシキユオンは自由に近接するといふものである。Sowohl in Argos auch in Sikyon haben wir es also wohl nicht mit Unfeien, sondern mit der ärmeren Bevölkerung zur Zeit der aristokratischen Verfassung zu tun.

この中、ドーリス人の侵寇云々に関して言えば、昔時通行した学説は、今日、維持困難である。これは前節にて叙した通りである。シキユオンに関しても、征圧されたイオニア系などと種族的要素を強調するわけにはいかないのである。然らば、ロツツエの今一点は如何であろうか。頃年、この問題に関連する論攷が踵を接するが如く発兌された⁽⁸⁴⁾。ロツツエの再論⁽⁸⁵⁾も印行された。以下、それらを参考にしつつ議論を進めよう。

カトナコポロイ、コリュネポロイについて起源は未詳とするより他はない。ただ、史料を重用する限りにおいてはそれらは僭王政期と関係づけられる事少なからずとなす。コリュネポロイはその名よりして僭主を想出せしめるものがあつた⁽⁸⁶⁾。テオポンポス断片三一一においてはカトナーケー着用は僭主の命ずるところであつた。ポルツクス七卷六八にもそれに準ずるものがあつた。強制着用の理由としては「中心市に赴かざるべく」であつた。この点をめぐつてはアテナイが参考を供する。

アテナイのペイシストラトスであるが、これの勸農政策は史実と目するべきである。これには農民援助を介して農業の殷賑を計り、不平分子を未然に芟除する意味が籠められていた。かつ、農民をして作業に没頭せしめ、都府に來つて国事に容喙するのを防止する、この事もまた企図されて⁽⁸⁷⁾いた。

シキユオンであるが、オルタゴラス一統が市民の非政治化を策したのは蓋然性としてはある。ただ、カトナコポロイは賤民とされるのであつた。そのような徒輩の都市流入を僭主として阻礙すべき理由が存したのである⁽⁸⁸⁾か。もつとも、カトナコポロイはテオポンポスによつてエペウナクトイに譬えられるのであつた。エペウナクトイについてはアテナイオス⁽⁸⁹⁾がテオポンポス⁽⁹⁰⁾を引用する。メッセニア戦役後のスパルタでは「或るヘイローテスどもを戦死者の各ベッドに上せし。後、これらを市民となしてエペウナクトイと呼びし。」この事は人口減少を補うために行われたという。エペウナクトイは元來の隷従身分にも拘らず市民たらしめられたと明言を以つて語られるのである。もとよ

り、エペウナクトイはパルテニアイとの関係もあり、その実態をめぐっては闇然としか言うべくもない一面も存するのであるが、それはここでは措く。然らば、テオポンボスの思考を忠実に辿る限りにおいては、カトナコロイは *seti*⁽⁹¹⁾ではなく元 *seti*なのである。これらは二級市民程度のものでしかなかったであろうか。⁽⁹³⁾

ただし、カトナケイ。これはホワイトヘッドによると *servile status* を示すものであった。⁽⁹⁴⁾ さりながら、羊や山羊の毛皮を身に纏うのは農民や牧者の場合、稀とはしない。それらが自由人としても、である。⁽⁹⁵⁾ 従って、カトナケイの着用者を全員、隷属者と断じて良いのか、この点には躊躇せざるを得ない。⁽⁹⁶⁾

以上、僭主による服装強制に関する史料の言に合理的説明を授与する事が可能とはなつた。然らば、次に問われるべきは「元 *seti*」がその羈束を脱した時点である。それはオルタゴリダイ統治下なのか。⁽⁹⁸⁾ 或はそれを遡るのか。ただ、これより先は、最早、臆度を巡らすべきではない。ここに示したのは解釈の一つの可能性であつて、それ以上ではない。テオポンボスにしたところで、例えば僭主クレイステネスより隔たる事、二百年を優に踰える。史料の信憑性も更めて問われなければならないのである。この問題には余りに錯雑たるものがある。如上とは逆方向の学説も些少なからず提起されるのである。

先述したところであるが、デユカは僭主政期に従属者の範疇が定められたとするのであつた。然るに、それが何故二箇なのか、また、僭主がそのような政策を実施した理由など了知し難い。デユカはヘロドトスの記事中、驢馬と豚なる名称に正統の伝承を認めるのであつたが、ヘロドトスの全体において何故にそれだけを採用するのか。この点はテクスト解釈上、⁽¹⁰⁰⁾ 肯諾するわけにはいかない。かくして、僭主を俟つて隷従者集団が公式に発足したなどとする説は容認し難いものとなる。

カトリッジ⁽¹⁰¹⁾であるが、これは四世紀シキュオンの僭主エウプロンを論題とする。これに関するクセノポンの記事⁽¹⁰²⁾ *hos douious non monon eleutherous alla kai polias epotei* であるが、これには両様の解釈が可能である。「彼は自由民のみならず、市民をも奴隷となせり」と「彼は奴隷を自由にせしのみならず、市民ともなせし」である。これはエウプロンの処置を論難する文章なのであるが、それらの中、カトリッジは後者を探る。ここにおける *douious* は通常の奴隷と観じ易いのであるが、カトリッジによればそれらはコリュネポロイたり得た。この説では、三六〇年代に入つてもシキュオンには大量のコリュネポロイが存した如きである。然るに、ここでは言を費さぬ事とする

が、カートリッジの掲げる根柢は脆弱と言わずばなるまい。

他方、ヴェイル⁽¹⁰³⁾。これはドーリス族征服説に対して異を立てるのであつたが、彼は隷属者として先住民ではなく、農民一般を想定する。これらがアテナイと同様の債務危機に陥り、ヘクテモロイ同然の地位に墮したとする。これがむしろ「自由人と奴隷の間」に相応するといふのである。しかしながら、この説も証拠不十分と言ふより他はない。二節にも触れた如く、該時期における農民層の実態など皆目不明なのである。

以上、学説は繚乱の様相をも呈する。再言する事になるが、これは史料の然らしめるところなのである。結局、コリュネポロイ、カトナコポロイに関しては詳密を期すべくもないが、それらには権利において何らか欠格の点があつたのであろう。その来歴や人数の多寡などをめぐつては推知不能たる事、贅言の要はない。ただ、唯一確言し得る事はある。それはアルゴスのギュムネテス⁽¹⁰⁴⁾（ギュムネシオイ）と共に、これらへの言及が寥寥たるものである事、これである。プラトン⁽¹⁰⁵⁾やアリストテレス⁽¹⁰⁶⁾も奴隷や隷属民につき論及する場合、彼らの口の端に上るのはスパルタのヘイローテスやテッサリアのペネスタイ、はたまたクレタ、ヘラクレイアなのである。シキュオンは彼らの脳裡を掠めもしなかつた如くである。

この事を以つて思案するに、シキュオンの隷従者は知名度、重要性において劣等に位置したとなすべきである。それは夙に消滅⁽¹⁰⁷⁾し、半ば忘却されたのであろう。そうすれば、それらと自由民との牆壁は小なりとせざるを得ない。それらはシキュオン史において重要な役割を演じなかつたのであろう。

五

僭主政の打倒であるが、これにはスパルタの力を藉りたとされる⁽¹⁰⁸⁾。四一八年のマンティネイア会戦後、スパルタはシキュオンに介入し、寡頭政を一層鞏固ならしめたと言われる⁽¹⁰⁹⁾。そうすると、それ以前の国制は穏和なる寡頭政となる。アイスキネス失逐後、その時点に至る迄国制変革の類は伝承されていないので、そうした体制は約百五十年間持続したのであろう。僭主政後、シキュオンは親スパルタ政策を採つ

たであろうから、その時点にて寡頭政体を樹てたとするのは自然な想定となる。

百年にも及ぶ僭主政はシキュオンに何を齎したのか。国制は寡頭政が回帰したのみであろう。上層階級の圧迫や、民衆勢力の伸張を指向する政策を僭主が執ったとは主張し難いものがある。僭主政は社会構造の変革を惹起しなかつたとなすべきである。シキュオン史の展開の中でこれは一挿話に過ぎなかつたのか。例の発展論的図式はコリントス^(III)、アテナイと同様、シキュオンにも該当し難い。

註

- (1) 芝川治「コリントスの僭主政」、『大手前大学人文科学部論集』五号、二〇〇四年。「ベイシストラトスの僭主政」、『大手前大学人文科学部論集』六号、二〇〇五年。
- (2) E. g. D. M. Leahy, *The Dating of the Orthagorid Dynasty, Historia* 17, 1968.
- (3) A. Griffin, *Sikyon*, Oxford 1982, 41.
- (4) 系統、編年などに関して論点の概観を与えるのは L. de Libero, *Die griechische Tyrannis*, Stuttgart 1996, 179-205。そのほか史料や研究文献なども掲げられる。
- (5) Papyrus Ryland, 18や更には Plut. *Mor.* 859CDをめぐる議論には喧しいものがある。
- (6) *Ar. Pol.* 1315b12-14.
- (7) これの年代に関しては、芝川「コリントスの僭主政」三三三ページ註(1)。
- (8) 清永昭次「シキュオンの前期僭主政」『西洋史研究(東北大)』新輯一九、一九九〇年)はシキュオンにおける僭主の支持層をめぐって、「中流(以上)の平民」や「下層平民」の動向を逐一叙さんとする。これに関しては、想像力を駆使しつつ史料なき地を奔馳するその壮図はまさに天馬空を往く趣ありと評すべきか。このような問題は本来的に議論不可能なのである。芝川「ギリシア史の批評をめぐって」(『大手前大学論集』一一号、二〇一〇年)。
- (9) demotes, phaulos (Grenfell, Hunt, v.1, 2; F. 105.2 Jacoby v1)。また、同パピルス二二行 (Jacoby v7) には tou tychonotos とある。
- (10) Hdt. V. 92 β.
- (11) *Ibid.* I. 59.1-2.
- (12) Nicolaus Damasc. F57 (Jacoby), (4)-(7)。
- (13) 前二巻に Thuk. III. 92. 2.
- (14) Kleiemos, F5 (Jacoby) ; Athenaios, 660a-e. mageiros にて一般的なには G. Berthiaume, *Les rôles du mageiros*, Leiden 1982.
- (15) ヘルチオーム *(Ibid.* 10) かりせんか、それは四世紀の創作である。オウスト (S. I. Oost, Two Notes on the Orthagorids of Sikyon, *CP* 69, 1974,

- (15) によれば、その話においても、オルタゴラスがマゲイロスの役に在ったのは真である。
- (16) オウスト (*ibid.*, 118-119) の説くところでは、アンドレアスやオルタゴラスは noble rank に属する。その傍証としてアガリステの婚姻に多数の名門出身者名乗を挙げし事 (Hdt. VI. 126-130) が用いられる。しかし、これは然らずとなすべきである。アガリステの父クレイステネスは権勢を誇ったのである。二、三代前の事などは忘却の淵に沈むわけだ。
- (17) 本論文二ページ。
- (18) その上、クレイステネスの軍事的卓越をも記す。更に、「彼らがいろいろと民衆の面倒を見てその人気を得た」(山本光雄訳)。
- (19) ヘルヴェ (H. Berve, *Die Tyrannis bei den Griechen*, München 1967, 535) などは Isodamos なる名から僭主の親民衆的姿勢が窺われるかもしれない。⁵⁾
- (20) Pausanias, VI. 19. 4⑥ "Myrona einai kai ton Sikyonion demon" をめぐっては cf. Griffin, *op. cit.* 42.
- (21) この点において前掲清水論文(五—六ページ)と軌を一にする結果となった。
- (22) 芝川「コリントスの僭主政」三四—三五ページ。
- (23) Pausanias, II. 6. 6-7. 1.
Mor. 553A-B.
- (24) 芝川「コリントスの僭主政」三六ページ。
- (25) E. g. J. Oehler, *Koινωνία*, *RE* XI 2. 1922, 1460. 従属民の事は後述。本篇四節。
- (26) F. Geyer, *Sikyron*, *RE* 2 Reihe II 2, 1923, 2536.
- (27) E. g. Berve, *op. cit.* 28. 重装歩兵の問題に関しては芝川「コリントスの僭主政」三八—三九ページ。
- (28) Griffin, *op. cit.* 38.
- (29) 前記の他に、Aelianus, *Varia*, VI. 1; Anaxandrides, F1 (Jacoby). 後者においてはクレイステネスの名が明示される。
- (30) *Plut. Mor.* 401D; Pausanias, X. 18. 5.
- (31) マイケール (Pausanias, VII. 26. 2) の注釈 (cf. *ibid.*, VII. 26. 13)。
- (32) *P. Ox.* XI 1365.
- (33) *Cf. Ar. Pol.* 1305 a 7-15.
- (34) 本稿四ページ。
- (35) *epi gar hyos te kai onou to kateu kai choirou* はザヌスの補綴。
- (36) Berve, *op. cit.* 29.
- (37) A. Andrewes, *The Greek Tyrants*, London 1956, 58-59.
- (38) 以下の論点⁶⁾が、多くは夙に唱えられたもの⁷⁾。e. g. E. Will, *Tyrannis und Stammesbewußtsein*, K. H. Kinzl (Hrsg.), *Die ältere*

Tyrannis bis zu den Perserkriegen. Darmstadt 1979, 135-136 (*Doriens et Ioniens*, Strasbourg 1956).

- (39) Hdt. V. 67. 1.
- (40) シキュオンはアルゴスに領有されていた時期もあり、歴史的にアルゴスを意識せざるを得ない。
- (41) Andrewes, *op. cit.* 五章の標題。
- (42) 芝川「コリントスの僭主政」四二ページ。「ペイシストラトスの僭主政」九六ページ。
- (43) ニコロオス (FGI) によれば、クレイステネスは僭主の地位を得んがためには権謀術数の限りを尽したという。彼が有能な政治家であった事は疑を容れない。
- (44) 本篇三、更に四、五ページ。
- (45) Hdt. VI. 127. 3. これも物議を醸す箇所ではある。ヘロドトスの伝えるペイドンが著名なる僭主と真に一致するのか、年代上、問題が残る。また、アルゴスとシキュオンは銜を交したのであった。そのようなポリスの領袖と縁戚関係を結ばんとするものであろうか。cf. Kinzl, *Betrachtungen zur älteren Tyrannis*, Kinzl, *op. cit.* 298-301; L. H. Jeffery, *Archaic Greece*, London 1976, 137.
- (46) Hdt. VI. 128. 2. 上の箇所もまた論議を呼ぶ。キュプセリタイはこの時点で未だ権力の座にあったのであろうか。
- (47) コリントスにおいてもドーリス系と非ドーリス系の間に軋轢ありとは、学説史において間々唱えられるところであった。しかしこれは疑わしい。キュプセリタイの面々としては自身が原住民系に属するとの意識は帯びなかったであろう。芝川「コリントスの僭主政」三八ページ。
- (48) 本論文二ページ。
- (49) 殊にスパルタの動向などをめぐっては cf. Leahy, *op. cit.* 9.
- (50) Pausanias, II. 6. 7 (は) の種の融合を意味するのでもあろうか。
- (51) 芝川「コリントスの僭主政」四五ページ。
- (52) ヘロドトスの思考回路をめぐっては cf. Will, *op. cit.* 136-139.
- (53) アテナイとシキュオン、むしろ相違を来すのではないのか。アテナイにおいて特権的部族を作したとか蔑称を付したとかとヘロドトスは語るものではない。
- (54) V. Parker, *Some Aspects of the Foreign and Domestic Policy of Cleisthenes of Sicyon*, *Hermes* 122, 1994.
- (55) *Ibid.* 407-410; Jeffery, *op. cit.* 164-165. cf. E. Szanto, *Die griechischen Phylen*, *Sb. Akad. Wien*, 144, 1902, 15-16.
- (56) 従って、これは名称変更にとどまるのでなく、内実にまで及ぶものとする。ヘロドトスは六十年後に旧称に復したと説くのであったが、その際も完全復活は期し難かった事となる。
- (57) J. Ducat, *Clisthène, le porc et l'âne*, *DHA* 2, 1976.
- (58) Cf. R. W. Macan, *Herodotus V-VI*, London 1895 (Reprint, New York 1973), 210.
- (59) 本稿四節一二三ページ。

- (60) E. g. Will, *op. cit.* 135; C. Mossé, *La tyrannie dans la Grèce antique*, Paris 1969, 42.
- (61) E. g. V. Ehrenberg, Besprechung von A. Gitti, *Cistene di Sicione e le sue riforme*, *Gnomon* 7, 1931, 248.
- (62) 本論文を参照。
- (63) Will, *op. cit.* 148-149; P. Oliva, Zur Problematik der frühen griechischen Tyrannis, *Kinzl, op. cit.* 240 (*Zeitschrift für Geschichtswissenschaft* 7, 1959) 他。
- (64) 清水、前掲論文一八ページを参照。
- (65) これに關し、ホルツクスでは「リアンデュノイの貢納者」と記される。これは彼のリストにおいては変格の表現である。cf. D. Lotze, *METAEY EAEYΘEPON KAI AOYANON*, Berlin 1959 (Reprint: New York 1979), 56. 篠崎三男「ヘラクレイア＝ポンティケとリアンデュノイ(上)」、『東海大学文学部紀要』五七、一九九二年、五四ページを参照。
- (66) コリネボロイはジュゼンテイオンのステパノス s. v. Xios においても現れる。そこでそれはスパルタのヘイローテス、アルゴスのギュムネシオイ、イタリアのペラスコイ、クレタのムノイタイと同列に置かれる。
- (67) = Menachmos, F1 (Jacoby). 出典は Athenais, 271d°.
- (68) para Sikyoniois katonakophorous kaleisthai doulous tinas paraplesious ontas tois epeunaktois. 上の文中、ヤロービーは doulous を削除する。
- (69) LSJ ㊦ katonake ㊦ coarse frock with a border of sheep skin なる訳を付し、奴隸や労働者がそれを身に纏ったとする。要は羊皮で縁取した毛織物の粗衣である。
- (70) Cf. Hesychios, s. v. καρτωμάκι.
- (71) Cf. D. Whitehead, The Serfs of Sicily, *LCM* 6, 1981, 39. これによればテオポンポス断片三二一はシキユオンにのみ関係する。
- (72) Lotze, *METAEY*, 54.
- (73) Ducat, *op. cit.* 363-364.
- (74) Whitehead, *op. cit.* 37-38.
- (75) Hdt. I. 59. 5; *Ath. Pol.* 14. 1; *Plut. Solon* 30. 2.
- (76) ㊦㊦㊦ 「棍棒持ち」がマテナイに限定されるものであったか、定かとはしない。cf. Lotze, *METAEY*, 55.
- (77) Whitehead, *op. cit.* 39-41.
- (78) De Libero, *op. cit.* 189-193.
- (79) *Lys.* 1150-1156.
 ouk isthi' hoti' hymas hoi Lakones authis au
 katonakas phorontas elthontes dori
 pollous men andras Thetaton apolesan,
 pollous d' hetairous Hippiou kai xymnachoous,

- xunekmachountes tei toth' henerai monoi,
 keleutherosan kanti tes katonakes
 ton demon hymnon chlaman empeschon palin ;
 (80) Lotze, *MEZAIY*, 69-79.
- (81) *Ibid.*, 55, 79.
- (82) Lotze, Zu neuen Vermutungen über abhängige Landleute im alten Sikyon, H. Kreisfig, F. Kühnert (Hrsg.), *Actes du colloque sur l'esclavage*, Ost-Berlin 1985, 20-21.
- (83) アルキオスのギュムネテスに関するその後のロツツエの見解は *id.* Zur Verfassung von Argos nach der Schlacht bei Sepeia, *Chiron* 1, 1971, 95-109.
- (84) Ducat, *op. cit.* ; P. A. Cartledge, Euphron and the δοῦλοι again, *LCM* 5, 1980 ; Whitehead, *op. cit.*
- (85) Lotze, Zu neuen Vermutungen.
- (86) 前出'十ページ。
- (87) 芝川「ペイシストラトスの僭主政」九六ページ。「コリントスの僭主政」四三ページ。
- (88) ホワイトヘッド (*op. cit.* 40) の引証するエピダウロスのコニポデス (Plut. *Mor* 291D-E) は市民として劣格とは雖も、自由民たるに變りはない。この点は後に引くテオゲニスの詩句も同様である。
- (89) Athenaios, 271c-d.
- (90) Theopompos, F171 (Jacoby).
- (91) アテナイオスは引用部分の直前において、「エパウナクテイも奴隷なり」と語るが、これは彼自身の講釈であろう。
 (68) アテナイオスでは本文に引いた部分の直後にテオポンポス断片一七六が記されるのである。そこに *doulos* なる語が位置するのであった(註(68))。これは断片一七一と撞着を生ずる。一七一はテオポンポス明晰に述べるところなりとアテナイオスは叙す。この故に一七一に優先権が賦与されるべきである。一七六の *doulos* はテオポンポス自身の筆になるものではないであろう。ヤコービーの処置(註(68))は首肯される。
 Lotze, Zu neuen Vermutungen, 25-26.
- (92) Whitehead, *op. cit.* 39.
- (93) Lotze, Zu neuen Vermutungen, 26.
- (94) 本篇十ページ。
- (95) Theognis, 54-56 ; Aristoph. *Nub.* 71-72 (diphthera). 亦た' Jacoby, Kommentar zu Theopompos F176.
- (96) Lotze, Zu neuen Vermutungen, 25. ホワイトヘッド (*op. cit.* 40) の引証するミュロン断片一 (Jacoby) ではスバルタのハイローテスがディプテラ着用を強制された旨述べられる。されば、これは前註のアリストパネス『雲』(これはもとより自由人)と径庭がないではないか。cf. Ps.-Xenophon, *Ath. Pol.* 1, 10.

- (97) ロツツェ (*Zu neuen Vermutungen*, 27) はこの点、むしろ自然発生的なものを考える。
- (98) ホワイトヘッド (*op. cit.*, 40) はクレイステネスを想定する。ただ、その際、然るべき理由が提示されなければならない。クレイステネスや他の僭主が従属民を支持基盤と化したとする説(註(25)、(26))に掲げた文献の他に G. Bockisch, *Zur sozialen und ethnischen Herkunft der Tyrannen von Sikyon*, *Klio* 58, 1976, 528-533) は存したのではあるが。
- (99) 本論文八ページ。
- (100) ヘロドトス解釈は同右七一八ページ。
- (101) *Cartledge, op. cit.* 209-211.
- (102) *Hellenica*, III, 3. 8.
- (103) *Will, op. cit.* 143-144.
- (104) ロツツェ (*Zur Verfassung von Argos*, 95) によれば、これらの現れる史料はホルツクス三卷八三とビュザンティオンのステパノス s. v. Xios の他は一点を算えるのみ。
- (105) *Plat. Leges*, 776C-D.
- (106) *Ar. Pol.* 1264a20-36; 1269a36-1269b12; 1327b14-15.
- (107) デュカ、カートリッジの試みが失錯に帰したのもこの事を裏書する。
- (108) 史料は註(5)。
- (109) *Thuk.* V, 81. 2.
- (110) 六世紀末頃の旧部族名復活をめぐることは *cf. Griffin, op. cit.* 60-61.
- (111) 芝川「コリントスの僭主政」五〇ページ。
- (112) 同「ペイシストラトスの僭主政」一〇二ページ。